〇 土壌汚れ 事 等 等 等 等 対 法 公に基づく指立 策 法に (基づく指) 定調 定 査 機 査 関 及 び 関 人に 関する省令の一 関する省令(平 部 がを改一 四年環境 する省令 省令第二十三号) (抄) 案 新 旧 対照条文

(傍線部分は改正部分)

	術管理者の配置の状況を記載した書類
	四 土壌汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技
	者証」という。)の交付番号を記載した書類
	五条第一項に規定する技術管理者証(以下「技術管理
	理者」という。)の氏名及びその者が交付を受けた第
	三 法第三十三条に規定する技術管理者(以下「技術管
貸借対照表及び損益計算書	貸借対照表及び損益計算書
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における	二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における
一定款又は寄附行為及び登記事項証明書	一定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ならない。	ならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ
ればならない。	書を環境大臣に提出しなければならない。
る者は、様式第一による申請書を環境大臣に提出しなけ	一項の指定を受けようとする者は、様式第一による申請
一項の規定により法第三条第一項の指定を受けようとす	下「法」という。)第二十九条の規定により法第三条第
第一条 土壌汚染対策法(以下「法」という。)第十条第	第一条 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号。以
(指定調査機関の指定の申請)	(指定調査機関の指定の申請)
現行	改 正 案

五. 法 氏 並 名 申 人 び 0) 請 に 構 者 種 構 類 が 成 成 員 に 法 が 員 応 人 で 0) 法 じ て あ 構 人 で る 成 次 割 あ 条 場 合 る 合 第 場 三 は 合 項 に 各 役 号 員 は に 0) そ 定 氏 名 0 \Diamond 及 法 る 構 \mathcal{U} 人 \mathcal{O} 履 成 員 歴 名 称 \mathcal{O}

六 申 請 者 が 法 第 + 条 各 号 \mathcal{O} 規 定 に 該 当 L な 1 ک لح

七 \mathcal{O} 準 説 規 明 で 申 定 請 あ L に 者 た 係 が る 経 法 類 ŧ 理 \mathcal{O} 的 に 基 + 礎 限 る。 に 条 係 第 るも 号 12 適 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 環 す 次 境 ること 省 条 第 令 で を 項 定 説 第 \Diamond 明 る 基

八 合 す 申 ること 請 者 が を 法 説 第 明 + L た 条 書 第 類 号 及 び 第 号 0) 規 定 に 適

た

書

類

指 定 調 査 機 関 \mathcal{O} 指 定 0) 基 準

第二 て 条 経 理 法 的 第 基 + 礎 に 係 条 る 第 ŧ \mathcal{O} 号 は \mathcal{O} 環 境 次 \mathcal{O} 省 لح 令 お で ŋ 定 غ 8 する。 る 基 準 で あ

債 務 超 過 と な 0 て い な *(*)

る た 土 め 壌 汚 に 染 必 要 状 況 な 調 人 員 查 等 を 確 \mathcal{O} 業 保 す 務 を適 る 能 力 確 を か 有 0 円 L 7 滑 に 1 るこ 遂 行 す

2 技 術 法 的 第 能 + 力 に 係 条 第 る ŧ 号 0 0 は 環 境 次 省 0 令 お で 定 ŋ と \Diamond す る う。 。 基 準 で あ つ 7

> 兀 三 氏 法 申 申 並 名 人 請 び 0) 請 者 に 構 者 種 が 構 成 類 が 法 成 員 に 法 が 人で 第 員 応 法 じ 十 \mathcal{O} あ 構 人 て る 条 成 で 次 場 各 割 あ 条 る場 号 合 第 合 0) 三 は 規 合 項 役 定 に 各 に は 号 員 該 に 0) 当 そ 氏 定 名 L \mathcal{O} \otimes な 法 る 及 び 1 人 構 履 0) 成 と 員 歴 名

> > 称 \mathcal{O}

説 明 た 書 類 を

五. 申 請 者 が 法 第 + 条 各 号 0) 規 定 に 適 合 す ること を

明 L た 書 類

指 定 調 査 機 関 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 基 準

第二 7 経 条 理 的 法 基 第 礎 +に 係 条 る 第 ŧ 号 \mathcal{O} は \mathcal{O} 環 境 次 省 \mathcal{O} と 令 で お ŋ 定 ع 8 しする。 る 基 準 で あ つ

債 務 超 過 لح な 0 7 V な

た 土 め に 壌 汚 必 要 染 状 な 況 人 調 員 を 査 \mathcal{O} 確 保 業 す 務 る を 適 能 力 確 を か 有 0 円 L 滑 て に 1 るこ 遂 行 す る

2 術 的 法 第 能 + 力 に 係 条 第 る ŧ 号 0) 0) は 環 次 境 省 0 令 11 で ず れ 定 カ 8 る に 基 該 準 す で る あ 者 つ て 技 土

技 術 管 理 者 が 法 第 + 兀 条 に 規 定 す る 監 督 を す る

とし

て

V

ること

技 術 管 理 者 が 当 該 監 督 を + 分 に す る が で き る

置

Š

に

適

切

に

配

さ

れ

7

V

ること

لح 0 す 各 法 る。 号 第 に 掲 十 げ 条 る 第二 法 人 号 \mathcal{O} 0) 種 環 類 に 境 応 省 令 じ、 で 定 当 該 \Diamond 各 る 号 構 成 に 員 定 は、 \otimes る 次

3

般 社 寸 法 人 社 員

会 社 法 平 成 + 七 年 法 律 第 八 + 六 号) 第 五. 百 七

+ 五. 条 第 項 0) 持 分 会 社 社 員

 \equiv 会 社 法 第 条 第 号 \mathcal{O} 株 式 会 社 株 主

兀 そ 0 他 \mathcal{O} 法 人 当 該 法 人 \mathcal{O} 種 類 に 応 じ て 前 三 号 に

定 \otimes る 者 に 類 す る ŧ \mathcal{O}

4 調 查 法 等 状 第 を 況 実 調 +施 查 す 等 条 第 る 0) 三号 た 実 め 施 0) に 0) 環 体 係 境 制 る 省 が 組 令 織 次 で に そ 定 掲 0) げ 他 \emptyset る る 0 事 土 基 項 壌 準 汚 は に 適 染 状 合 土 壌 況 す

> 7 壌 汚 1 染 ること 状 況 とす 調 査 る。 0 技 術 上 0 管 理 を 0 か さ تلح る ŧ 0 を 置

土 壌 0 汚 染 0 状 況 0 調 査 に 関 L \equiv 年 以 上 0 実 務 経 験

を

有

す

る

質 に 地 質 係 調 る Ł 査 業 0 又 12 限 は る 建 設 コ 0 サ 技 術 ル タ 上 \mathcal{O} 管 1 業 理 を 地 0 質 か さ 又 どる は 土

者

三 同 等 土 壌 以 上 0 汚 0 染 知 識 0 状 及 び 況 技 \mathcal{O} 術 調 を 査 有 に す 関 る L と 前 認 号 \Diamond 6 に 掲 れ げ る る 次 者

3 各号 る。 法 に 第 掲 十 二条 げ る 第二号 法 人 0) 0) 種 環 類 境 に 応 省 令 ľ で 定 当 め 該 各 る 号 構 に 成 員 定 は、 \Diamond る

般 社 寸 法 人 社 員

す

숲 社 法 平 成 + 七 年 法 律 第 八 + 六 号 第 Ŧī. 百 七

+ 五. 条 第 項 0) 持 分 会 社 社 員

三 会 社 法 第 条 第 号 \mathcal{O} 株 式 숲 社 株 主

兀 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 人 当 該 法 人 \mathcal{O} 種 類 に 応 じ て 前 三 号 に

定

め

る

者

に

類

す

る

ŧ

4 を 実 染 状 法 施 況 第 す 調 +る 查 条 た 0) 第 め 実 三 施 0 号 体 12 0) 制 係 環 が る 境 次 組 省 に 織 令 掲 そ 0 で げ 他 定 る 事 \mathcal{O} \emptyset 土 る 項 に 壌 基 汚 準 適 合す 染 は 状 る 況 土 壌 ょ 調 j 汚 査

者

0)

لح

るよう整備されていることとする。

- <u>ک</u> 。 特 定 \mathcal{O} 者 を 不 当 に 差 別 的 に 取 ŋ 扱 う ŧ 0) で な ľ
- 係 そ 土 壌 0) 汚 他 染 \mathcal{O} 利 状 況 害 関 調 查 係 等 \mathcal{O} 影 \mathcal{O} 実 響 を受 施 を 依 け 頼 な する者 1 . こ と。 と \mathcal{O} 取 引 関
- 三 公 正 前 な 実 号 に 施 に 掲 支 げ 障 る ŧ を 及 \mathcal{O} ぼ \mathcal{O} す ほ お カゝ そ れ 土 壌 \mathcal{O} な 汚 いこと。 染 状 況調 査 等 0

指定の更新の申請)

第

きは 期 三 略 境 に 条 第 指 大 す 間 ること 提 臣 \mathcal{O} 定 条 調 そ 出 に 満 法 第 第 L 提 了 査 が て 旨 出 機 \mathcal{O} + できる。 を V L 項 日 関 申 各 の 三 な は る · 号 に 請書 条 同 け 月 第 そ 項 れ 掲 各 に ば 前 \mathcal{O} げ 項 記 号 な ま 者 5 る 載 で 0) 0 が 書類 書 な に 現 指 類 *۱* را ه に 定 7 を添 受け 様 \mathcal{O} 0 式 更 当 内 た だ 付 第二 該 容 て 新 書 に して を 1 変 に る 受 類 更 既 ょ 指 け \mathcal{O} が これ る ょ 添 に 定 うと 付 環 申 な 0 境 を を ** \ 請 有 す 大 環 書 省

2 るも が 指 さ 定 前 そ 0) 0) 項 れ とする。 0 0 な 有 処 指 効 1 分 期 定 と が き 間 0 さ 更 は 0 新 ħ 満 了 るまで 0 従 申 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 請 0 ま 指 が 間 定 で あ に は は 0 た そ 場 な そ 0) お 申 合 0) そ に 有 請 0 効 に お 効力 期 0 1 間 1 7 を て 有 そ 満 処 す 了 分 0)

整備されていることとする。

- ک ° 特 定 \mathcal{O} 者 を 不 当 に 差 別 的 に 取 り 扱 う ŧ 0) で な V ک
- そ 土 0) 他 壌 汚 \mathcal{O} 利 染 状 害 関 況 調 係 \mathcal{O} 査 \mathcal{O} 影 響 実 を 施 受け を 依 頼す な 1 る者 ۲ <u>ک</u> 。 لح 0) 取 引 関 係
- 正 な 前 実 号 施 に に 掲 支 障 げ を る 及 ŧ ぼ \mathcal{O} す \mathcal{O} お ほ か、 そ れ 0) 土 な 壌 汚 染 状 況 調 査 0) 公

三

3 \mathcal{O} 指 前 定 項 0 \mathcal{O} 場 有 効期間 合 に お は、 1 て、 従 指 前 定 \mathcal{O} 指 定 0 更新 \mathcal{O} が 有 さ 効 期 れ 間 たとき 0 満 は、 了

0)

日

そ

 \mathcal{O} 翌 日 か 5 起算 するも 0) とする。

) 技 術管 理者)

理

者

証

0)

交付を受けた者であることとする。

兀 条 法 第三十三条 の環 境 省令で定め る基 準 は 技術 管

技 術 管 理 者証)

第

技術

管

理

者

証を

交付

するも

のとする。

Ŧī. 条 環 境 大臣 は 次 0) ١J ず れ にも該 当 す る者に対 し、

第 + 条 に 規定す Ś 技 術管理 者試 験 に 合 格 L た者

次 の 1 ず れ カュ に 該当す る者

イ 験 を有す 土 壌 0 汚染 る者 0) 状 況 0 調 査に 関し 年 以 上 0) 実務 経

さどる者 土 一質に係 地 質 調 るも 査業又は 0) に 限 建 る。 設 コ ン サ 0) 技術 ル タ ント 上 0) 業 管理をつか 地地 質又は

口

ハ る者 者と同 土壌 0 等 汚染 以 上 0 0) 状 知 識 況 及 \mathcal{O} 調 び 查 技術を有す に 関 L 1 ると認 及 び 口 めら に 掲 げ る

三 次 の V ず れ に 該当しな

- 5 -

イ そ 次 項 0) 返 0) 納 規 定 0) に 日 ょ カゝ 5 ŋ 技 年 術 を経過し 管 理 者 証 0) な 返 1 納 者 を命 ぜ 6 れ

口 なっ その 法 又 た 執 日 は 行 を終 法に カュ ら 二 基づ わ 年 り、 を < 経過し 又 は 処 分 に違 執行を受け ない 反 Ĺ 者 ることがなく 刑 に 処せ 5 れ、

ハ \mathcal{O} 取 法 消 第 兀 L 0) 十二条 日 か ら 二 0 規 年を 定 に より 経 過し 指 ない 定 を 者 取 ŋ 消 さ れ そ

るときは そ 環 境 0 大 返 臣 納 は、 を 技 命ず 術管 次 0 理 ることができる。 各 者 号 証 0 \mathcal{O} V 交付を受け ず れ かに 該当すると てい る者に対 認 \Diamond

2

く 命 技 術 令 管 \mathcal{O} 規 理 定 者 に 証 違 \mathcal{O} 交付 反したとき。 を受けた者 が 法 又 は 法 に 基

 \mathcal{O} 手 技 段 術 に 管 ょ 理 ŋ 者 技 証 術 \mathcal{O} 管 交 付 理 を受け 者証 0) 交付 た者 を受け が 偽 ŋ たとき。 そ \mathcal{O} 他 不 正

(技術管理者証の交付)

4

技術管

理

者

証

0

様

式

は

様式

第三のとおりとする。

3

技

術

管

理

者

証

0)

有

効

期

間

は

五.

年とする。

第 第 四 六 条 に ょ 技 る 術 申 管 理者 請 書 を 証 環 の交付 境大 臣 を受け に提 出 ようとす L なけ る者 れ ばなら は ない 様 式

前 項 0 申 請 書 に は 次に 掲 げ る書類 を添 付 L な け れ

ば

2

なら ない。

住 民 戸 票 籍 \mathcal{O} \mathcal{O} 写 謄 L 本 若し 又はこれ < は らに 抄 本 代 若し わ る書 < は 本 面 籍 0 記 載 0) あ る

三 _ 書類 前 第 条 + 第 条に 項 第二号 規 定す 0) る 規 技 定 術 管 に 理 適 合す 者 試 ることを説 験 0) 合 格 証 明 書 L

た 日 技 術 か 管 5 理 年 者 以 証 内 0) 交 にこれ 付 0 を 申 L 請 な は け 申 れ 請 ば 者 ならな が 試 験に 合

3

技 術 管 理 者 証 0 更 新)

第

七

者は むを得 よる と が 了す 習を 大臣 前 か から む 出 条 起 で る 修 5 申 を L が ない き 得 当 請 算 日 な 了 行 当 技 術 該 までに 書 な け L う 該 な て た旨 講 事 技 管 1 れ 技 11 とき ば 理 術 情を明ら 当 事 習 術 管 管 該 年 情 ならな を受け、 者 0) は、 講 以 \mathcal{O} 理 理 証 証 習 内 明 者 者 該 た 0) かに \ \ ° を に、 当 講 め、 書 証 有 証 を添付 該 修 習 が 効 様 \mathcal{O} P を受け 満 了 当 技 式第五 期 ただし、 有 むを得り 術管 効 期 了する 間 た書類を添えて L 該 た 講 して、 \mathcal{O} 理者 旨 習を受け 間 更 に ない 申 災 新 ょ 日 が 0 まで 害 請 証 る 満 証 を 書を 了す 受 明 事 0) れ 申 書 情 を 請 0) けようとす 有 病 提出 効期 環境 る 日 及び がや 書 間 様式 気その これ に に 当 間 大 第 λ す 当 \mathcal{O} るこ 該 を 五. だ が 他 臣 該 環 P 境 満 る に \mathcal{O} 講

できる。出することにより、技術管理者証の更新を受けることが

2 術 行うものとする。 管 技 術 理 管 者 証 理 者 と引換えに 証 0 更 新 新 は たな技 更 新 術 申 請 管理者証 者 が 現 を交付 1Z 有 する 技

(技術管理者証の再交付)

第 管 理 者 証 八 条 者 を 破 証 技 9 術 0 再 管 理 交 付 汚 i, 者 を 申 証 0 又は失ったときは、 交 付 請 す ることができる。 を受けて い る者 環境大臣 は 技 に技術 術 管 理

- 2 第 六の 前 項 と \mathcal{O} おりとする。 技 術 管 理者 証 0 再 交 付 0) 申 請 書の 様式 は 様 式
- 3 れば する場合に 術管 ならない。 理者証 は 申 を破り、 請書にその技術管理 又は汚した者 者 が 第 証 を 項 添付 0) L 申 なけ 請 を
- 4 らない。 きは 再 技 術 交 付 管 Ŧi. 理 日 を受けた 以内 者証 に の交付 後、 これを環境大臣に を受けている者 失った技術 管理者 返納 は 証 を 技 なけ 発見 術 管 し れ 理 たと 者 ば 証

技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管

理

票の 戸 者 籍 証 写 0) 0 謄 記 L 又 本 載 はこれ 若しく 事 項 に変 らに は 更 抄 代 本若しく を生じ わ る 書 たとき 面 は を添 本 籍 は 付 0) して 技 記 載 術 管理 0) 環 あ 境大 者 る 住 証 臣 民 に

2 第 七 前 (T) 項 とおりとする。 \mathcal{O} 技 術 管 理 者 証 0 書換え 0) 申 請 書の 様式は 様 式

に技

術

管

理

者

証

0)

書換えを

申

請することができる。

技術管理者証の返納)

第 律第二 + けれ 者は は失 条 踪 ばならない。 百二十四 0 技 術 月以内に 宣 告 管 理 を 号) 受け 者証 の交付 に たときは、 環境大臣 規 定 する死 を受けて に 技術管理者証 戸 籍法 亡又は 1 る者 失踪 昭 和 が を返納し 0 二 十 二 死 亡 届 し、 出 義 務 年 · 法 又

技術管理者試験)

第十一 て行う。 土壤汚染 条 状 技 況調 術 管 査等に関 理者試 験 して必要な知識及び技能に 以 下 試 験」 という。 は、

試

験

0)

公示)

2

試験は

環境大臣

が行うものとする。

第十二条 環境大臣は、試験を行う期日及び場所並

び

に

受

験申 公示しなけ 請 書 0 れ 提 ばならない。 出 |期限 及び提 出先 あ らか じ め、 官 報

(試験の内容)

第十三条 試験すべき事項は、環境大臣が定めるものとす

(受験の申請)

請書を環境大臣に提出しなければならない。第十四条「試験を受けようとする者は、様式第八による申

2 正 0 面 前 から ŧ 項 0) \mathcal{O} 申 撮影した縦六センチメー を添付し 請書 そ の裏 には 面 なけれ には 写 真 ばならない。 撮影年月日 申 請前六 \vdash ル 月以 及 横四センチ び 氏 内 名を記載す 脱 帽] L て

、合格証書の交付)

付するものとする。第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交

(合格証書の再交付)

、汚し、又は失ったときは、環境大臣に合格証書の再交第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り

付 を 申 請 することができる。

2 前 項 \mathcal{O} とする。 合 格証書 0 再 交 付 0) 申 請書の 様式 は 様式

第

九

おり

試 験 0) 無効等)

第十 の受験 場合 - 七条 に は を · 停 環境大臣 その 止させ 不正 は 又はその試験を無効とすることが 行 為に 試 験 関係の に . 関 して不 ある者 正 0) に 対して 行 為 が あ は、 0 た

2 ことができる。 環 境大 間 を定めて 臣 は、 試 前 項 験を受けることができないものとする 0) 規 定 に ょ る処 分 を受け た 者 に 対し

きる。

変更 0) 届 出等)

第十八条 とおりとする。 法第三十五 条の 環境省令で定める事項 は 次 0

表者 氏名又は名称及び の氏名 住 所並びに法 人にあっ てはその代

_ 理 者 技術管理者の氏 証 0 交付番号 名 及び そ 0 者が交付を受けた技術 管

三 0) 配 土壤汚染状況調査等 置の 状況 を行う事業所ごとの 技術 管理

者

関する事項 関する事項 関する事項 関する事項 国の管理の方針及び体制に事項 国の管理の方針及び体制に対して、 土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する	土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項 ・土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理 ・土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は	(業務規程の記載事項)	た構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法五 法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じ四 土壌汚染状況調査等を行う都道府県の区域
三 土壌汚染状況調査の実施体制に関する事項項		一 土壌汚染状況調査を行う事業所の所在地のとおりとする。	(業務規程の記載事項)	

八 ベ き 法第三十 事項 第二号 0 基 準 に 適 合 す っるた め に 遵 守 す

九 き 法 事項 第三十 第 二号 0 基 準 に 適 合 す る た め に 遵 守 す

+前各号 務 に 関 に L 必 掲 げ 要 な事 る Ł 項 \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カゝ 土 壌 汚 染 状 況 調 査 等 0

(帳簿)

第 <u>二</u>十 条 指 定 調 查 機 関 は、 法第三 + 八 条に 規 定す る 帳 簿

土 壌 汚 染状 況 調 查 等 \mathcal{O} 結 果を 都 道 府 県 知 事 令令 第

気に規定する市にあっては、市長。次項第二号において

い。同じ。)に報告した日から十年間保存しなければならな同じ。)に報告した日から十年間保存しなければならな

2 とする。 法 第三 + 八 条 0) 環 境 省 令 で 定 8 る 事 項 は 次 0 لح お ŋ

所 土壤 汚 染 状 況 調 査 等 \mathcal{O} 発 注 者 0 氏 名 又 は 名称 及 び 住

 \mathcal{O} 土壌 結 果を 汚 都 染 道 状 況 府 調 県 查 知 事 等 に 0 報告した日 方 法 及び 結 果 並 び に 当 該 調 査

三 名 及 法 第三 び そ の者 + 兀 が 条 交 付 に 規 定 を受け す る た技 監督 術管 を L 理 た 者 技 術 証 0 管 交付 理 者 番 0) 氏

前号の技術管理者の当該監督の状況

兀

前三号 に 掲 げる ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 土 壌 汚染 状 況 調 査 0)

業

務に関し必要な事項

兀

業 務 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} 届 出)

を

う

Ł

と

第 る届 + 出 条 書 提 法 第 出 して 兀 +行 条 第 項 0) 0) す 届 る。 出 は、 様 式 第十 に ょ

手 数 料

第 十二条 次に 掲 げ る 者 は 実 費 を 勘 案 L てそ れ ぞ れ 該

当各号に 定 \Diamond る 額 \mathcal{O} 手 数料 を 玉 に 納 付 L な け れ ば なら な

円 指 定 調 査 機 関 0 指 定 を 受 け ようと す る 者 三万 九 百

_ 指 定 調 査 機 関 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 更 新 を 受け ようと す る 者

万

兀

千

凣

百

円

三 円 技術 管 理 者 証 0) 交 付 を 受け ようと す る 者 三千 五. 百

兀 技 術 管 理 千二百五十円 者 証 0 再 交 付 換 ええ又 は 更 新 を受けよ う

五. 試験を受けようとする者 六千 . 匹 百 円

とす

る者

六 合 格 証 書の 再交付を受けようとする者 千二百 五.

+

円

2

条 前 第 項 に 項 規 定 す 第六条第 る手 数 料 項 に 第七条第二 1 て は 第 項 条 第 第八条第二 項 第

> 業 務 \mathcal{O} 廃 止 0 届 出

条 法 第 +七 条 第 項 0) 届 出 は、 式 第二

第 四

書を

提

出

L て

行

j

ŧ 0) と す る。 による届

出

0) 項 印 申 紙 第 請 を + 書 は に、 る 第 そ 項 れ ぞ ょ 第 れ 当 ŋ + 該 兀 条 納 手 付 数 第 料 項 な \mathcal{O} け 及 額 び れ に ば 第 相 当 な + 六 6 す 条 な る 第 額 \mathcal{O} 項 収

3 第 項 0 規 定 に ょ ŋ 納 付 さ れ た 手 数 料 は れ を 返 還

な

指 定 0 申 請

第 事 行う者 + 項 を لح 条 記 載 て 法 L た 指 第 定 兀 申 を 受 請 + 書 几 け を 条 環 ょ 第 う 境 لح 大 項 す 臣 \mathcal{O} る に 規 法 提 定 出 人 に ょ L は る な け 支 次 援 に れ ば 掲 業 務 な げ 5 る を

名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名

な

1

事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地

2 前 項 0) 申 請 書 に は 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L な け れ ば

定 款 な

5

な

11

登 記 事 項 証 明

書

三 役 員 \mathcal{O} 氏 名、 住 所 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 略 歴 を 記 載 L た 書 面

几 指 定 \mathcal{O} 申 請 に 関 す る 意 思 \mathcal{O} 決 定 を 証 す る 書 面

五 法 第 兀 + 五. 条 各 号 に 掲 げ る 業 務 0) 実 施 に 関 す る 基 本

的 な 計 画

六 最 近 0 事 業 年 度 に お け る 事 業 報 告 書 収 支 決 算

書

指 定 0 申 請

項 う 兀 を 者 条 とし 記 \mathcal{O} 載 て L た 指 法 申 定 第 を受け 請 + 書 条 を 環 ょ 第 境 う とす 大 項 臣 \mathcal{O} る に 規 提 法 定 出 人 に は ょ L る な 支 け 次 援 に れ ば 掲 業 な げ 務 5 る を 事 な 行

1

所 並 代

名

称

及

び

住

び

に

表

者

 \mathcal{O}

氏

名

事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地

2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 に は、 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L な け れ

ば

定 款 なら

な

1

登 記 事 項 証 明 書

 \equiv 役 員 \mathcal{O} 氏 名 住 所 及 び 略 歴 を

兀 指 定 0) 申 請 に 関 す る 意 思 \mathcal{O} 決 定 を 証 す る 書

記

載

L

た

書

面

面

法 第 + 条 各 뭉 に 掲 げ る 業 務 \mathcal{O} 実 施 に 関 す る 基 本

的 な 計 画 Ŧī.

六 最 近 \mathcal{O} 事 業 年 度 に お け る 事 業 報 告 書、 収 支 決 算 書

正 財 カン 産 0 目 録 確 そ 実 に \mathcal{O} 行 他 うこ \mathcal{O} 法 لح 第 が 兀 で + き Ŧī. るこ 条 各 لح 号 を に 掲 証 す げ る る 書 業 務 面 を 適

事 業 計 画 書 等 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第 開 る 以 事 項 + そ 始 業 0) 前 下 兀 前 旨 年 段 条 に を 度 0 指 に 法 記 認 定 法 載 あ 第 可 支 第 兀 援 兀 を L 0 て 受 た + 法 + は、 兀 け 兀 申 人 請 条 条 ょ 書 そ 第 う لح 第 لح に \mathcal{O} 1 う。 次 指 項 す 項 12 る に 定 \mathcal{O} لح $\overline{}$ 掲 を 指 規 げ 受 定 き 定 は る け を す は た 受 る 書 法 け 類 後 毎 第 指 遅 た 事 兀 を 定 滞 日 業 + 支 添 \mathcal{O} 援 付 な 年 八 法 度 条 < 属 L 7 す \mathcal{O} 第 人

事 業 計 画 書

れ

を

環

境

大

臣

に

提

出

L

な

け

n

ば

な

5

な

- 収 支 予 算 書
- 三 前 事 業 年 度 \mathcal{O} 予 定 貸 借 対 照 表
- 几 当 該 事 業 年 度 \mathcal{O} 予 定 貸 借 対 照 表

五. な る 前 書 号 類 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 収 支 予 算 書 \mathcal{O} 参 考 لح

- 2 げ な け る 前 業 項 n 務 ば 第 な \mathcal{O} 実 号 ら な 施 \mathcal{O} 事 1 に 関 業 す 計 る 画 計 書 に 画 そ は 0 法 他 必 第 要 兀 + な 五. 事 項 条 を 各 号 記 に 載 掲
- 3 性 第 項 支 第 出 に 号 あ 0 0 収 7 支 は そ 予 算 0) 書 目 的 は に 収 従 0 入 に て 区 あ 0 分 て す は る そ ŧ

 \mathcal{O} \mathcal{O}

> カコ 産 0 目 確 録 実 そ に \mathcal{O} 行 他 う \mathcal{O} ے 法 لح 第 が + で きること 条 各 号 に を 証 掲 げ す る る 書 業 務 面 を 適

正 財

事 業 計 画 書 等 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第

度 段 五. 環 を に 境 記 に 0) 指 条 大 定 載 認 あ 法 第二 支 法 臣 L 0 可 援 に て を た 第 提 申 は + 受 法 人 け + 請 条 出 書 そ 条 第 ょ L に \mathcal{O} う と な 第 لح け 次 指 項 11 う。 に 定 \mathcal{O} す 項 れ る ば 掲 を 指 に 受 げ 定 لح 規 な け き る を 定 5 は た す な 書 受 は 後 け 類 法 る を 遅 た 毎 第 指 滞 事 添 日 定 な \mathcal{O} 業 + 支 付 兀 援 属 年 て、 す 度 条 法 る \mathcal{O} 第 人 そ 事 開 \mathcal{O} 業 始 項 以 れ 旨 年 前 下 を 前

- 事 業 計 画 書
- \equiv 収 支 予 算 書
- \equiv 前 事 業 年 度 \mathcal{O} 予 定 貸
- 几 当 該 事 業 年 度 \mathcal{O} 予 定 貸 借 借 対 照 対 照 表 表
- 五. 前 号 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カコ 収 支 予 算 書 \mathcal{O} 参 考 لح

な る 書 類

- 2 げ な け る 前 れ 業 項 ば 務 第 な \mathcal{O} 実 号 ら な 施 \mathcal{O} に 事 11 関 業 す 計 画 る 書 計 に 画 そ は 0 他 法 必 第 要 + な 事 条 項 を 各 号 記 載 に 掲 L
- 3 性 第 質 項 支 第 出 に 号 あ 0 0 収 7 支 は 予 そ 算 0 書 目 的 は に 収 従 入 0 7 に あ 区 0 分 7 す は る そ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O}

とする。

4

る て を け 書 環 ょ 指 うと 類 収 境 定 支 支 大 \mathcal{O} 変 予 臣 す 援 更 に 法 算 る を 書 提 لح 人 伴 き は 出 \mathcal{O} うと は 変 L 更 な 法 き が け 次 第 は 第 れ に 兀 ば 掲 十 当 項 な げ 八 第 条 該 5 る 変 兀 な 事 更 号 項 11 を 項 後 又 ے 後 は 記 \mathcal{O} 書 第 載 段 \mathcal{O} 場 \mathcal{O} 類 五. L を 号 合 た 認 添 に に 申 可 付 掲 お 請 を げ 書 受

一 変更しようとする事項

な

け

れ

ば

な

5

な

変更しようとする年月日

三 変更の理由

事業報告書等の提出)

に、 照 十 表 を Ŧī. 当 添 該 条 事 付 業 指 L て 年 定 支 度 援 \mathcal{O} 法 事 れ を 業 人 は 環 報 告 境 大 書 毎 事 臣 及 に び 業 年 提 収 支 度 出 決 終 L 算 了 な 書 後 け Ξ に れ ば 貸 月 借 以 な 6 対 内

立入検査の身分証明書)

な

第 + る 同 六 条 条 第 法 六 項 第 五. \mathcal{O} + 証 兀 明 書 条 第 \mathcal{O} 様 五. 式 項 は \mathcal{O} 規 定 様 式 に ょ 第 る +<u>\f</u> 0) 入 لح 検 お 査 ŋ に

とす

る。

とする。

4 て、 を る け 書 環 ょ 指 境 う 類 収 定 支 0 支 大 لح 予 す 援 変 臣 更 算 に る 法 لح を 提 書 人 伴う は き \mathcal{O} 出 変 L は と 更 法 な き が け 次 第 は 第 れ に ば 掲 + 当 項 な げ 兀 該 第 5 る 条 兀 変 な 事 第 更 号 項 11 項 後 を 又 は 後 \mathcal{O} 記 段 書 第 \mathcal{O} 載 類 五. 場 \mathcal{O} L 号 認 を 合 た に に 申 可 添 掲 お を 付 請 げ 受 1 書

変更しようとする事項

な

け

れ

ば

な

ら

な

一 変更しようとする年月日

二 変更の理由

(事業報告書等の提出)

を 当 六 添 該 条 事 付 業 指 L て、 年 定 度 支 援 \mathcal{O} 法 事 れ を 業 人 環 報 は 告 境 大 書 毎 臣 及 事 業 に び 提 収 年 支 度 出 終 決 L 了 算 な 書 後 け に 三 れ 貸 月 ば 借 以 な 内 6 対 な 照 表

(立入検査の身分証明書)

第 七 同 条 条 第 兀 法 項 第 0 + 証 九 明 書 条 第 0 様 項 式 は 0) 規 様 定 に 式 第 ょ る 0 立 と 入 お 検 ŋ 査 لح に す 係 る る

権 限 \mathcal{O} 委 任

第 げ + る Ł 七 条 0) 法 以 に 規 上 \mathcal{O} 定 す 地 る 方 環 環 境 境 事 大 臣 務 所 \mathcal{O} \mathcal{O} 権 管 限 轄 \mathcal{O} う 区 ち、 域 に 事 次 に 業 所 掲

を 有 す る 者 に 係 る ŧ 0 を 除 < • は 地 方 環 境 事 務 所 長

に 委 任 す る。 た だ L 第 三 号 第 五. 号 第 七 号 第 八 号

法 第 兀 条 第 号 後 段 に 掲 げ る 権 限 に 係 る £ \mathcal{O} に 限

る。 及 び 第 九 号 に 掲 げ る 権 限 に 0 1 て は 環 境 大 臣 が

自 6 行 うこと を 妨 げ な 11

法 第三 条 第 項 に 規 定 す る 権 限

法 第 + 五. 条 に 規 定 す る 権 限

三 法 第三 + 六 条 第 三 項 に 規 定 す る 権 限

兀 法 第三 + 七 条 第 項 に 規 定 す る 権 限

五. 法 第 + 九 条 に 規 定 す る 権 限

六 法 第 兀 + 条 に 規 定 す る 権 限

法 第 兀 + 条 に 規 定 す る 権 限

八七 法 第 匹 + 三 条 に 規 定 す る 権

九 法 第 五. + 兀 条 第 Ŧī 項 に 規 定 す る 権 限 指 定 調 査 機

関

に

係

る

Ł

0) に

限

施 行 附 期 日 則

> 権 限 \mathcal{O} 委 任

第 八 Ł 0 条 法 以 に 上 規 \mathcal{O} 定 す 地 る 方 環 境 境 事 大 務 臣 \mathcal{O} 0 権 限 \mathcal{O} う 区 域 ち 事 次 業 に 掲 所 を げ

る 者 に 係 る ŧ 0) を 除 環 < • は 所 管 地 方 轄 環 境 事 に 務 所 長

に

委

有

る

る。 る 権 限 た だ に し、 0 V て 第 兀 は 号 環 境 第 大 六 号、 臣 が 自 第 5 八 行 号 う 及 ر ح び 第 を 九 妨 号

げ

に

な

掲

げ

任

す

す

法 第 三 条 第 項 に 規 定 す る 権

法 第 + \equiv 条 に 規 定 す る 権

法

第

+

条

第

項

に

規

定

す

る

権

限 限

四三 法 第 + 兀 条 第 三 項 に 規 定 す 限 る 権

八七六五 法 第 十 Ŧī. 条 第 項 に 規 定 す る 権

> 限 限

法 第 + 六 条 に 規 定 す る 権 限

法 第 + 七 条 に 規 定 す る 権 限

法 第 + 九 条 に 規 定 す る 権 限

九 法 第 + 九 条 第三 項 に 規 定 す る 権 限 指 定 調 査 機

関

に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

第 様 第 式 省 管 は 定 機 基 成二十二年 法 条第二 令 経 第 に 関 理 づ 条 律 条 < 技 か 及 に を 過 ۲ 術 び ょ 措 平 か 0 指 項 成 \mathcal{O} 管 る 置 わ 指 カュ 定 \mathcal{O} <u>-</u>+ 理 5 定 改 さ 調 省 兀 省 \mathcal{O} 申 ず、 بح 規 者 支 正 査 令 月 令 請 援 る 証 後 定 機 \mathcal{O} は 様 平 法 者 年 \mathcal{O} \mathcal{O} に 関 施 日 式 成 لح 交 人 土 ょ 法 土 及 行 二 十 付 に 壌 L る び 律 壌 \mathcal{O} か を受 関 第二 て 土 汚 指 際 5 汚 す 壌 施 五. 染 置 定 改 染 け 年 る 対 カュ 汚 支 正 行 +対 て \equiv 省 す \equiv 策 染 援 れ 前 策 号) 月 る。 1 令 法 状 法 法 て \mathcal{O} る者 第 三 に 11 況 人 土 \mathcal{O} +五. 基 る 調 に 壌 \mathcal{O} لح 条 づ Ł 査 関 汚 施 部 み 日 第 < \mathcal{O} \mathcal{O} す 染 行 を な ま 指 技 改 は る 対 \mathcal{O} す で 項 省 定 術 策 日 正 \mathcal{O} \mathcal{O} 調 上 令 法 す 平 間 規 査 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 に る 様 式 第 申 請 様 式

	様 式 第 四		様 式 第 三		様 式 第 二
申請様式		証明書様式		申請様式	

	様 式 第 七		様 式 第 六		様 式 第 五
申請様式		申請様式		申請様式	

様式第十一		様 式 第 十		様 式 第 九		様式第八
	届出様式		申請様式		申請様式	

様式第二

身分証明書様式		様 式 第 十二	
身 分 証 様	身分証明書様式		届出様式
分		様式第三	
	分 証		出